

介護相談チェック表 2 実施日：令和 年 月 日 AM・PM (確認日：令和 年 月 日)

相談担当

氏名

生年月日 T・S 年 月 日 (歳)

介護予防基本チェックリスト 回答のいずれかに○をつけてください。

以下 わかる範囲で記入をお願いします。

聞き取り： 本人 ・ 本人以外(誰)

現状に対しての本人・家族の希望、意向
生活が自立できる視点

		質問事項		回答		
虚弱 点 10/20	1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ	運動・移動	
	2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ		
	3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ		
	4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ		
	5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ		
運動 点 3/5	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ	日常・家庭生活	
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ		
	8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ		
	9	この1年間に転んだことがありますか	いいえ	はい		
	10	転倒に対する不安は大きいですか	いいえ	はい		
低栄養 点 2/2	11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	いいえ	はい	社会参加・対人関係	
	12	身長()cm 体重()kg BMI：体重kg÷身長m÷身長m(18.5↓)				
口腔 点 2/3	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	いいえ	はい	健康管理	
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	いいえ	はい		
	15	口の渇きが気になりますか	いいえ	はい		
閉込 16が いい え	16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	健康管理	
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	いいえ	はい		
認知 点 1/3	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	いいえ	はい	意欲・生きがい	
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ		
	20	今日は何月何日かわからない時がありますか	いいえ	はい		
うつ 点 2/5	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	いいえ	はい	意欲・生きがい	
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	いいえ	はい		
	23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	いいえ	はい		
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	いいえ	はい		
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	いいえ	はい		

目標とする生活(どんな生活をしたいのかイメージ)

本人:

家族:

上記の内容について、本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

サイン:

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	
		明・大・昭 年 月 日	
介護予防サービス計画作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター			
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名		介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地	
		〒	
		電 話 番 号 ()	
介護予防支援事業者事業所(地域包括支援センター)番号(事業所が記入)		サ ー ビ ス 開 始 年 月 日	
		令 和 年 月 日	
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	
		〒	
居宅介護支援事業者事業所番号			
		電 話 番 号 ()	
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は受託居宅介護支援事業所を変更する場合の事由等 ※変更する場合のみ記入してください。			
【変更事由】		【変更年月日】	
		令 和 年 月 日 付	
(あて先) 富士市長 上記の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届出します。 年 月 日 住 所 被保険者 氏 名			
電話番号 ()			
保険者確認欄	<input type="checkbox"/>	被保険者資格	<input type="checkbox"/>
		届出の重複	<input type="checkbox"/>

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに富士市へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護支援事業所(地域包括支援センター)又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず富士市に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用をいったん、全額自己負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

(苦情対応)

第12条 事業者は、相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス・支援計画書に位置づけた介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの相談、苦情に対して迅速かつ適切に対応します。

(特記事項)

第13条 事業者は、この契約に定める援助を、利用者の了解の下、居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。

2 事業者は、前項に規定する委託を受けた居宅介護支援事業者が、利用者への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを適切に行うよう必要な指示をします。

本契約を証するため、利用者と事業者は署名または記名押印のうえ本契約書を2通作成し、双方各1通保有します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代筆者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との関係) _____)

(事業者) 所在地 _____

事業者名 富士市 地域包括支援センター _____

代表者名 _____ 印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書（令和7年度版）

_____（以下「利用者」という。）と富士市_____地域包括支援センター（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法等関連法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、利用者に対し、適切な介護予防サービス・支援計画書を作成し、かつ、介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者やその他の事業者、関連機関との連絡調整その他の適宜の提供を行います。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

2 上記契約期間終了日の30日以上前に利用者から文書による解約の申し出がない場合、この契約は有効期間の終了日の翌日から1年間自動更新することとし、以後も同様とします。

(介護予防サービス・支援計画書立案の援助)

第3条 事業者は、保健師その他の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を指定し、介護予防サービス・支援計画書の作成を行います。

2 担当職員は、介護予防サービス・支援計画書の作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めます。
- (2) 当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者サービスを選択を求めます。
- (3) 提供される介護予防サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。
- (4) 上記原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を受けます。
- (5) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従います。
- (6) その他、利用者及びその家族の希望をできる限り尊重します。

(介護予防サービス・支援計画書作成後の援助)

第4条 事業者は、利用者及びその家族と継続的に連絡をとり、利用の実情を常に把握するように努めます。

2 事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、再評価を行い、サービス計画の変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

3 事業者は、利用者の受ける在宅サービス利用状況について、必要に応じてサービスを点検し、関連機関との連絡調整を行います。

(契約の終了)

第5条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が終了したとき。
- (2) 第7条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が終了したとき。
- (3) 利用者が介護保険施設等へ入所した場合。
- (4) 利用者が医療機関におおむね3か月以上入院した場合。
- (5) 利用者が要介護の認定を受けた場合。
- (6) 利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合。
- (7) 利用者が事業の実施地域外に転出・転居した場合。
- (8) 利用者が死亡したとき。

2 事業者は、この契約の終了に伴い利用者が希望する場合には、利用者が指定する者等への関係記録の(写し)の引継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

(利用者の解約権)

第6条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、30日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間終了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号に事業者が該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令等この契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
- (2) 事業者が、守秘義務に違反したとき。

(事業者の解除権)

第7条 事業者は、利用者に対し、利用者の非協力など利用者及び事業者間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、30日以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

(事故時の対応)

第8条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者またはその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第9条 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、また利用者の家族の個人情報を用いる場合はその同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者もしくはその家族の個人情報を用いません。

(記録の整備、閲覧)

第10条 事業者は、利用者に対する介護予防に関するサービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日から2年間保存します。また、介護予防ケアマネジメントに関するサービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日から5年間保存します。

2 事業者は、利用者およびその家族に対し、保管する利用者に関する記録、書類の閲覧、謄写にいつでも応じます。

(契約外条項)

第11条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令等の定めるところを尊重し、利用者・事業者双方の協議により定めます。

重要事項説明書

(事業者)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

所在地 富士市永田町1丁目100番地
 名称 富士市高齢者地域包括支援センター

説明者氏名 _____ 印

(利用者)

私は、本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代筆者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との関係 _____)

令和 年 月 日

この契約の趣旨について

- 「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方または、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」となった方は、「介護予防サービス」「介護予防・生活支援サービス」をご利用いただくことになります。
- 「介護予防サービス」「介護予防・生活支援サービス」の利用にあたっては、「介護予防サービス・支援計画書」の作成等を行う必要がありますが、これらの業務は「地域包括支援センター(または地域包括支援センターが委託した居宅介護支援事業所)」があなたと契約を締結して作成することになっています。

1. 事業所の概要

運営主体の法人名(事業者名)	(フリガナ) フジシ 富士市	
法人の種類	地方公共団体	
運営主体の所在地	富士市	
代表電話番号・FAX 番号	TEL 0545 - 55 - 2951	FAX 0545 - 55 - 2920
ホームページアドレス	あるなし	http://www.city.fuji.shizuoka.jp/
運営主体の開設年月	(西暦)1966年11月	
運営主体の代表者氏名	富士市長 小長井 義正	
(フリガナ)事業所名	フジシコウレイシャチイキホウカツシエンセンター 富士市高齢者地域包括支援センター	
管理者の役職・氏名	センター長 ○○○○	
事業所の所在地	富士市永田町1丁目100番地	
交通の方法	富士急行 バス停 富士市役所前下車	
代表電話番号・FAX 番号	TEL 0545 - 55 - 2951	FAX 0545 - 55 - 2920
介護保険の指定番号	2202300014	
指定年月日	(西暦)2006年 4月 1日	
指定更新年月日	(西暦)2024年 4月 1日	
運営の方針と事業所の特色など	可能な限りその居宅において、(能力に応じた)自立した生活を営むことができるよう、適切な介護予防サービス及び支援計画書を作成し、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。	

2. 職員の体制に関する事項

所属する担当職員の人数・構成	保健師の人数	常勤	非常勤	常勤換算
		1人以上	人	1人以上
	主任介護支援専門員の人数	常勤	非常勤	常勤換算
		1人以上	人	1人以上
社会福祉士の人数	常勤	非常勤	常勤換算	
	1人以上	人	1人以上	
その他の職員の人数	常勤	非常勤	常勤換算	
	1人以上	人	1人以上	

3. サービスの内容等に関する事項

営業時間 (窓口対応可能時間)	月曜日～金曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 8:30～17:15	サービス提供地域	富士市内全域
緊急時の対応	営業時間外の緊急の相談等については、携帯電話への転送等により対応します。		
苦情・相談対応窓口の 名称・連絡先・対応時間	事業所又は法人に設置された苦情・相談対応窓口	担当者	〇〇〇〇
		連絡先電話番号	(0545 - 55 - 2951)
		対応時間	(8:30～17:15) (土、日、祝日、12/29～1/3を除く)
	市の苦情・相談対応窓口 (介護保険制度全般に関すること)	名称	富士市 介護保険課
		連絡先電話番号	(0545 - 55 - 2767)
		対応時間	(8:30～17:15) (土、日、祝日、12/29～1/3を除く)
	市の苦情・相談対応窓口 (事業者指導に関すること)	名称	富士市 福祉総務課 福祉指導室
		連絡先電話番号	(0545 - 55 - 2863)
		対応時間	(8:30～17:15) (土、日、祝日、12/29～1/3を除く)
	市の苦情・相談対応窓口(介護予防ケアマネジメントについて)	名称	富士市 高齢者支援課
		連絡先電話番号	(0545 - 55 - 2951)
		対応時間	(8:30～17:15) (土、日、祝日、12/29～1/3を除く)

	国保連苦情・相談対応窓口 (介護サービス苦情相談窓口)	名称 静岡県国民健康保険団体連合会	
		連絡先電話番号(054-253-5590)	
		対応時間 (9:00～17:00) (土、日、祝日、12/29～1/3を除く)	
		※介護保険サービスの指定を併せて受けている事業所に対する苦情のみとなります。	
事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。		
秘密の保持	担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。		
利用料	基本的に利用者負担はありませんが、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。		
介護予防サービス事業所の選択について	担当職員は、利用者の意思に基づいた契約とするため、利用者やその家族に対してケアプランに位置付ける介護予防サービス事業所について、複数の事業所の紹介をすることや、その事業所をケアプランに位置付けた理由を説明します。		
医療機関との連携について	入院時における医療機関との連携のために、入院時に担当職員の氏名等を入院先医療機関に提供をしてください。		
状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防支援業務、介護予防ケアマネジメントプランA 担当職員は、3か月に1回は利用者宅を訪問して利用者へ面接し、状況の把握をします。利用者宅を訪問しない月においては、サービス事業所を訪問する等の方法で利用者へ面接するよう努めるとともに、面接が出来ない場合には電話等により利用者との連絡を状況の把握をします。ただし、健康づくりデイトレーニングのみの利用者に対してはこの限りでなく、必要に応じて利用者宅の訪問、電話、または、サービス事業所を訪問する等の方法で状況の把握をします。 ●介護予防ケアマネジメントプランB、介護予防ケアマネジメントプランC 担当職員は、必要に応じて利用者宅の訪問、電話、または、サービス事業所を訪問する等の方法で状況の把握をします。 		
虐待防止について	利用者の人権擁護等、虐待防止等の観点から、必要な職員研修を実施するとともに、関係機関等との連携を図ります。		
感染症対策について	事業所において感染症が発生し、または、まん延しないように必要な措置を講じます。		
業務継続計画について	感染症や自然災害が発生した場合も業務継続に向け、必要な措置を講じます。		
身体的拘束等について	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。身体拘束等を行う場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。		
ハラスメント行為防止について	適切な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、ハラスメント行為への対策を講じます。		
指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託の有無	(あり・なし)	委託先の居宅介護支援事業者	

個人情報開示同意書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための介護予防サービス・支援計画書の作成（変更）及びこれに沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合

2 使用する事業者の範囲

介護（予防）サービス事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な地域の行政機関や民生委員などの関係機関（団体）の担当者（利用者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な関係者に限る）

3 使用する期間

令和 年 月 日から契約終了日まで

4 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- (2) 緊急を要すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること。
- (3) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- (4) テレビ電話装置等の活用によるサービス担当者会議の開催等を含むものとする。

(あて先) 富士市長

令和 年 月 日

本人 被保険者番号 _____

住 所 _____

本人氏名 _____

(代筆者 _____) (利用者との関係 _____)

家族代表 住 所 _____

家族代表者氏名 _____

続柄 (本人との関係 _____)

※自書しない場合には、記名・押印をすること

介護保険被保険者証等再交付申請書

(あて先) 富 士 市 長

次のとおり申請します。

	申請年月日	令和 年 月 日
申請者氏名	被保険者 との関係	
申請者住所	〒 電話番号	

※申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	フリガナ		個人番号	
	氏 名		生年月日	明・大・昭 年 月 日
			性 別	男 ・ 女
	住 所	〒 電話番号		

- ・再交付後に被保険者証を発見したときは、速やかに返納します。
- ・破損・汚損した被保険者証は、返納します。

再交付する 証明書及び 認定証	1 被保険者証 5 負担限度額認定証 2 資格者証 6 特定負担限度額認定証 3 受給資格証明書 7 利用者負担額減額・免除認定証 4 負担割合証 8 訪問介護利用者負担額減額認定証	
申請の理由	1 紛失・消失 2 破損 3 その他 ()	

・第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみ記入

医療保険者名	被保険者証記号番号
--------	-----------

・下欄は、記入しないでください。

確認事項 ・運転免許証 ・パスポート ・その他 () (No.)	処 理 結 果	・窓口交付 ・郵送
--	------------------	--------------

多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○	○		

○国が示す総合事業の類型について、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であること、**多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものであることを明確化。**

- ・ 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）できるサービス、高齢者の日常生活支援を行うサービスなど、高齢者の目線に立ったサービスのコンセプトを軸とする多様な事業のあり方の例示
- ・ 予防給付時代の制度的分類にとらわれない、訪問と通所、一般介護予防事業、高齢者の保健事業や保険外サービスなどを柔軟に組み合わせた新たなサービス・活動モデルの例示
- ・ など、高齢者がその選択と参加の際にわかりやすく、また、市町村がこれまで国が示してきたサービス類型に縛られず総合事業を弾力的に展開できるような事業のあり方を検討することが必要である。

	従前相当サービス	多様なサービス・活動				
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	その他
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）	委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	
想定される実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等（訪問介護・通所介護等事業者） 	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等以外の多様な主体（介護サービス事業者等） 		<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 当該活動を支援する団体 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等 	
基準	国が定める基準※1を例にしたもの	サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの				
費用	国が定める額※2（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可	加算設定も可				
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者 		
サービス内容（訪問型）	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定） 			<div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">ガイドライン改正</div>	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス
サービス内容（通所型）	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施 				
支援の提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による			
	訪問型: 訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型: 生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な主体の従事者 高齢者を含む多世代の地域住民 (有償・無償のボランティア) 	<ul style="list-style-type: none"> 有償・無償のボランティア マッチングなどの利用調整を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療専門職 		

実施要綱改正後

これらによりなるもの（委託と補助の組み合わせなど）

多様なサービス・活動の例

(ガイドライン改正)

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
	○		

○実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

従前相当サービス

- 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス
- 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など
- サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり



選択

支援

多様なサービス・活動

- 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動
- 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等
- サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ

- **地域住民が担い手となって活動することができる活動**
- **介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施**
 - ➔ 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守りの援助等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
 - ➔ （有償・無償）ボランティア活動による場合は、サービス・活動B、雇用（ボランティアとの選択も可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Aとなる
- **高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など**
 - ➔ 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大宗を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供
 - ➔ 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる
- **通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援**
 - ➔ 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める
 - ➔ 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能

※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することなども想定される

通所型の多様なサービス・活動のイメージ

- **地域住民が担い手となって活動することができる活動**
 - ➔ 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連動し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
 - ➔ 訪問型サービスと同様
- **セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動**
 - ➔ 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに対する運動習慣づけのための活動
 - ➔ 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定
- **高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動**
 - ➔ 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と連動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援
 - ➔ 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に関わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切）
- **住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援**
 - ➔ 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動
 - ➔ 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○	○	○	

- 本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続できるようにする観点から、継続利用要介護者（介護給付を受ける前から継続的に総合事業を利用する要介護者）にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービス（サービスB・D）を利用できることとしている（令和3年4月施行^(※)）。

(※) 継続利用要介護者数：295人、継続利用要介護者に対する総合事業を提供する市町村数：59市町村（令和4年6月1日現在）

（出典）令和4年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究」（株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所）

- 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）等を踏まえ、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域のつながりの中で高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、見直しを行う。

「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）

- 高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体の参画が進めば、高齢者自身に支援が必要となつても、さらには要介護状態や認知症となつても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつながる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サービスから広げていくことについて検討することが必要である。

介護保険法 施行規則の改正

- ・ 継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、継続利用要介護者が利用できるものとしてサービスAを含める。
- ・ 継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、継続利用要介護者に対し総合事業を提供する際の基準に、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・地域ケア会議等との密接な連携と緊急時の対応に関する規定を新設。

	訪問型・通所型 従前相当サービス	訪問型・通所型 サービスA	訪問型・通所型 サービスB	訪問型・通所型 サービスC	訪問型 サービスD
内容	従前の予防給付相当	緩和された基準	住民主体	短期集中予防	住民主体の移動支援
対象	×	○ (R6.4~)	○ (R3.4~)	×	○ (R3.4~)

(注) 継続利用要介護者のケアマネジメントは、従前と同様、原則として指定居宅介護支援事業者が本人の選択のもとで行う。
継続利用要介護者に対する総合事業に要する費用については、総合事業の上限額の個別協議の対象とする。（通知により規定）

市内指定介護予防支援事業者 様
市内地域包括支援センター長 様

富士市保健部介護保険課長
富士市保健部高齢者介護支援課長

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331003 号、老老発第 0331016 号）の第 2 の 3 運営に関する基準に定める「都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者」の範囲について

改正介護保険制度における効果的な介護予防ケアマネジメントの実現を図ることを目的として、指定介護予防支援事業者が、指定介護予防支援の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の範囲を下記のとおりといたしますので、各地域包括支援センターにおかれましては、介護予防支援の業務の一部を委託する際には、必ず、指定居宅介護支援事業者に確認していただくようお願いいたします。なお、介護予防・日常生活支援総合事業に第一号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合も同様の取扱いといたします。

記

1 指定介護予防支援の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の範囲

以下のいずれかの研修を修了した介護支援専門員が従事する居宅介護支援事業者に指定介護予防支援の一部を委託できるものとする。

- (1) 静岡県が実施する「介護予防ケアマネジメント実務者研修」
- (2) 富士市が実施するカリキュラムに介護予防ケアマネジメントの内容が含まれている「介護支援専門員基礎研修」
- (3) 平成 19 年 1 月以降に各都道府県が実施した、カリキュラムに介護予防ケアマネジメントの内容が含まれている「介護支援専門員実務研修」、「介護支援専門員再研修」、もしくは「介護支援専門員更新研修（実務未経験者対象）」
- (4) 指定介護予防支援事業者が開催する介護予防ケアマネジメントに関する研修

2 留意事項

※1 上記(1)から(4)のいずれかの研修を修了した介護支援専門員は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331003 号、老老発第 0331016 号）の第 2 の 3 運営に関する基準に定める「都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する介護支援専門員」に該当することになります。

※2 既に委託している指定居宅介護支援事業者については、(1)から(4)のいずれかの研修を修了している介護支援専門員が従事しているか改めてご確認ください。(1)から(4)のいずれの研修も修了していない介護支援専門員しか従事していない指定居宅介護支援事業者については、各地域包括支援センターにおいて(4)の研修を実施してください。

※3 なお、(1)又は(2)の研修は、介護予防ケアマネジメントに係る研修内容が毎回違うため、委託先の指定居宅介護支援事業者に対しては、効果的な介護予防ケアマネジメントの実現を図るために、(2)の研修を毎回受講するよう促していただくか、各地域包括支援センターにおいて、(1)の研修内容を踏まえ、定期的に(4)の研修を実施していただくようお願いいたします。

3 Q & A

問1 介護予防ケアマネジメントに関する研修を修了した介護支援専門員が1人でも従事していれば委託できるのか。

答1 委託できます。ただし、研修を修了した介護支援専門員が同一事業所の他の介護支援専門員に伝達研修等を行っていることが必要となります。

問2 研修修了者であることの確認の際には、修了証等の提示を求める必要があるのか。

答2 修了証等で確認し、確認した内容を記録することが望ましいですが、修了証等の提示ができない場合には、受講した研修名、受講日、研修実施機関等を聞き取り、記録してください。

問3 地域包括支援センターが実施する研修の受講者に対して、修了証等の発行は必要か。

答3 地域包括支援センターにおいて受講した介護支援専門員の氏名と勤務先を把握する必要はありますが、他の圏域の地域包括支援センターが委託する場合もあることから、居宅介護支援事業者への確認を適切に行うことができるよう修了証を発行することが望ましいと考えます。

問4 地域包括支援センターが実施する研修の内容や研修の時間はどの範囲まで必要か。

答4 介護予防ケアマネジメントに必要な研修の内容や時間は、受講する介護支援専門員が有する知識や能力に応じて、研修を実施する地域包括支援センターが判断してください。なお、集団に対しての研修のほか、居宅介護支援事業所に出向いての個別研修を実施することも可能としますが、一般的な研修会や勉強会等の日時や会場等を指定し資料等を用意した研修形態で行ってください。

問い合わせ先

介護保険課介護指導担当 TEL 0545-55-2863 (直通)

高齢者介護支援課地域包括支援担当 TEL 0545-55-2951 (直通)

介護予防ケアマネジメント業務委託契約書（令和7年度版）

富士市 地域包括支援センター（以下「委託者」という。）と _____（以下「受託者」という。）とは、委託者が実施する「介護予防ケアマネジメント業務」の委託に関し、次のとおり、委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 委託者は、介護予防ケアマネジメント業務の実施を委託し、受託者はこれを受託する。

2 業務の実施に係る委託業務の詳細は、別紙1「介護予防ケアマネジメント業務委託に関する仕様書」による。

（委託期間）

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期間満了2ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも異議の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（委託料）

第3条 委託者は、契約期間における介護予防ケアマネジメント費として、次に掲げるケアマネジメント費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通して、受託者に支払うものとする。

（1）ケアマネジメントA

1件につき月額 4,512円、初回加算 3,063円、委託連携加算 3,063円

（2）ケアマネジメントB

1件につき月額 3,154円、初回加算 3,063円、委託連携加算 3,063円

（3）ケアマネジメントC（初回のみ）

1件につき月額 2,705円、初回加算 3,063円、委託連携加算 3,063円

2 委託者は、受託者より第4条第1項の業務報告に基づき、前項第1号から第3号に規定する業務を実施した日の属する月の翌月の10日までに、国保連に当該ケアマネジメント費の請求をするものとする。

3 委託者は、前項第1号から第3号の規定により適法な請求を受けた翌月25日までに、国保連を通して、受託者の請求に基づき委託料を支払うものとする。

4 ケアマネジメントA、Bについては、介護予防及び生活支援サービスを利用した場合に委託料を支払うものとする。

（業務報告等）

第4条 受託者は、毎月の介護予防ケアマネジメントの実施状況について、前条第1項第1号から第3号に規定する業務を実施した日の属する月の翌月7日までに、別に定める報告書により、委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、介護予防ケアマネジメント業務の適正な執行を期するため、受託者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（個人情報の保護等）

第5条 受託者は、この契約による業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報、特定個人情報並びに法令の規定により秘密を守る義務を課せられている情報及び外部へ公開されることが適当でない情報を第三者に漏らすはならない。また、別紙2「個人情報開示同意書」を遵守しなければならない。

2 受託者は、前項の規定について、契約期間満了後又は契約解除後も同様に取り扱うものとする。

(損害の賠償)

第6条 受託者は、介護予防ケアマネジメント業務の履行に当たり、受託者の責めに帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(事故発生時の報告)

第8条 受託者は、本業務の処理に際し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに委託者に報告し、その指示に従うものとする。

2 受託者は、災害発生時、利用者の状況を確認し、委託者に速やかに報告しなければならない。

(契約の解除)

第9条 委託者は、受託者が委託業務を適正に実施することができないと認められる場合又は委託者の指示に違反した場合は、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定による契約の解除により受託者に損害が生じても、賠償の責めを負わない。

第10条 受託者は、委託者がこの契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

(暴力団員の排除)

第11条 委託者は、受託者が富士市暴力団排除条例(平成24年富士市条例第2号)第2条第3号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)及び暴力団員等との密接な関係を有する者と認められた場合、本契約を解除することができる。また、本契約を解除したことによって生じる委託者の損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。

(契約の疑義)

第12条 この契約の条項又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、委託者、受託者協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和7年4月1日

(委託者)所在地

法人名
地域包括支援センター名
代表者職氏名

(受託者)所在地

法人名
事業所名
代表者職氏名

介護予防支援業務委託契約書（令和7年度版）

富士市 _____ 地域包括支援センター（以下「委託者」という。）と _____
（以下「受託者」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項に規定する指定介護予防支援について、次のとおり業務委託契約を締結する。

（委託内容）

第1条 委託者は、富士市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年富士市条例第22号）に規定する介護予防支援業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

ただし、指定介護予防支援の利用申込みの受付、契約の締結及び介護報酬の請求事務については委託の範囲に含めないこととする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期間満了2ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも異議の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（委託料）

第3条 介護予防支援業務の委託料の額は1件当たり（月額）4,512円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

ただし、介護予防支援が、初回加算、委託連携加算の算定の対象となる場合にあっては介護予防支援業務の委託料の額にそれぞれ3,063円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を加算する。

2 前項の規定に関わらず、1月を通じて給付管理の対象となる介護予防サービスの利用実績がない場合、または月途中で要介護認定を受け、当該月末時点において居宅介護支援が行われている場合については、委託料の支払い対象には含めないものとする。

（権利義務譲渡等の制限）

第4条 受託者は、本契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。ただし、委託者が特別に認めるときは、この限りではない。

（再委託の禁止）

第5条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（報告の徴収）

第6条 委託者は、必要があるときは、受託者に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができるものとする。

（秘密の保持）

第7条 受託者は、この契約による業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報、特定個人情報並びに法令の規定により秘密を守る義務を課せられている情報及び外部へ公開されることが適当でない情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後又は契約解除後も同様に取り扱うものとする。

2 受託者は、受託者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じなければならない。

（報告書の提出及び審査）

第8条 受託者は、毎月の受託業務の実施状況を委託者の定める期日までに文書等により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、審査の結果、必要があると認めた場合は、期日を定めて、受託者に再報告をさせることができるものとする。なお、この場合において再報告に要する費用は受託者の負担とする。

（委託料の支払）

第9条 受託者は、毎月業務終了後、委託者の定める期日までに第3条により算定した委託料の支払請

求書を委託者に提出するものとする。

- 2 委託者は、前項の規定に基づく受託者からの適正なる請求書の受理後30日以内に、受託者の指定する口座に委託料を支払うものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、受託者が本契約に基づく委託料の請求及び受領の権限を静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委任する場合、受託者は請求書の提出を要しない。
- 4 前項に規定する委任が行われている場合、国保連は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令に規定する介護給付費の審査が終わった日の属する月の翌月25日までに、当該委託料に相当する額を受託者が介護給付費の請求及び受領に関する届において指定する口座に支払うものとする。

（事故発生時の報告）

第10条 受託者は、本業務の処理に際し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに委託者に報告し、その指示に従うものとする。

- 2 受託者は、災害発生時、利用者の状況を確認し、委託者に速やかに報告しなければならない。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために受託者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

- (1) 受託者がこの契約の条項に違反したとき
- (2) 受託者が契約の履行に関し、不正な行為があったとき
- (3) 受託者が正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき

- 2 前項の規定により、契約が解除された場合には契約が解除された日までに行った介護予防支援対象者にかかる一切の書類を委託者に提出しなければならない。

（暴力団員の排除）

第12条 委託者は、受託者が富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）及び暴力団員等との密接な関係を有する者と認められた場合、本契約を解除することができる。また、本契約を解除したことによって生じる委託者の損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。

（協議）

第13条 この契約書に定めのない事項については、委託者・受託者双方協議の上、別に決定する。

本契約を証するため、署名または記名押印のうえ本契約書を2通作成し、双方各1通保有するものとする。

令和7年4月1日

（委託者）（指定介護予防支援事業者） 所在地

介護予防支援事業所名 富士市 地域包括支援センター

代表者職氏名

（受託者）（居宅介護支援事業者） 所在地

法人名

代表者職氏名

居宅介護支援事業所

別紙1

介護予防ケアマネジメント業務委託に関する仕様書（令和7年度版）

1 事業内容

高齢者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、適切なサービスを包括的かつ効率的に提供し、高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう支援する。

2 対象

富士市 地域包括支援センター が所管する地区に住所を有し、要支援1、要支援2と認定を受けた者または、介護予防・生活支援サービス事業対象者と決定された者。

3 委託内容

●ケアマネジメントの類型

ケアマネジメントは以下の3つに分類する。

(1) ケアマネジメントA

介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスのみを利用する場合であって、「介護予防訪問介護相当」「介護予防通所介護相当」「訪問型サービスC」を介護予防サービス・支援計画に位置づけている場合

(2) ケアマネジメントB

介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスのみを利用する場合であって、ケアマネジメントAに該当しない場合

(3) ケアマネジメントC

食の自立支援事業のみを利用する場合

●ケアマネジメントの業務内容

ケアマネジメントとして、次に掲げる業務を実施する。

- ① アセスメント
- ② 介護予防サービス・支援計画書原案の作成
- ③ サービス担当者会議の開催
- ④ 利用者への説明、同意
- ⑤ 介護予防サービス・支援計画書の決定、交付
- ⑥ モニタリング
- ⑦ 評価
- ⑧ 給付管理

なお、地域包括支援センターと介護予防ケアマネジメント業務の委託契約を締結できる居宅介護支援事業所は、以下の(1)から(4)のいずれかの研修を修了した介護支援専門員が従事している事業所に限る。

- (1) 静岡県が実施する「介護予防ケアマネジメント実務者研修」
- (2) 富士市が実施するカリキュラムに介護予防ケアマネジメントの内容が含まれている「介護支援専門員基礎研修」
- (3) 平成19年1月以降に各都道府県が実施した、カリキュラムに介護予防ケアマネジメントの内容が含まれている「介護支援専門員実務研修」、「介護支援専門員再研修」、もしくは「介護支援専門員更新研修（実務未経験者対象）」
- (4) 指定介護予防支援事業者が開催する介護予防ケアマネジメントに関する研修

●それぞれのケアマネジメントの類型と業務内容

	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
アセスメント	実施	実施	実施
介護予防サービス・支援計画原案の作成	実施	実施	実施
サービス担当者会議の開催	実施 (緩和デイサービスは初回以降必要に応じて実施)	実施 (緩和デイサービスは必要に応じて実施) 計画は関係者間で共有	目標は関係者間で共有
利用者への説明・同意	実施	実施	実施
介護予防サービス・支援計画書の決定交付	実施	実施	必要なし
モニタリング	毎月実施 3か月に一度は、必ず本人と面談 (緩和デイサービスは必要に応じて実施)	必要に応じて実施	1年に1回実施
評価	実施	実施	必要に応じて実施

4 ケアマネジメント費の請求・支払い

- (1) 居宅介護支援事業所は、サービス提供月の翌月7日までに、地域包括支援センターに、業務報告書を提出するものとする。
- (2) 介護予防サービス・支援計画書の期間が1か月に満たない場合、その間に計画対象者のサービス・支援計画書が作成され、サービス利用実績があれば、委託料を支払うものとする。
- (3) 月の途中で、委託事業所の変更があった場合は、変更後の事業所に委託料を支払うものとする。
- (4) 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に業務を委託した場合、市が定める単価を静岡県国民健康保険団体連合会を通して、サービス提供月の翌々月25日までに、居宅介護支援事業所に支払うものとする。
- (5) 初回加算が算定できるのは以下のとおりとする。
 - ①新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合(介護予防ケアマネジメント実施後2か月以上経過した後に介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)
 - ②要介護者が要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合
- (6) 委託連携加算が算定できるのは以下のとおりとする。
 - ①当該利用者に係る必要な情報を地域包括支援センターから当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合

5 その他

- (1) 居宅介護支援事業所は、事業所の廃止等により契約を解除する必要がある場合には、2か月前までに地域包括支援センターにその旨を連絡するものとする。
- (2) 本仕様書に記載なき事項については、富士市 地域包括支援センター と協議の上、誠実に実施すること。